

2025年6月24日変更

定 款

エン・ジャパン株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、エン株式会社と称し、英文では、en Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営
2. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業
3. 人事業務システムの販売及び人事業務の請負
4. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
5. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
6. 経営、マーケティング、人材採用・教育・評価に関するコンサルティング業務
7. コンピューター用ソフトウェア及びネットワークシステムの企画、設計、開発、販売、保守メンテナンス
8. インターネット・携帯情報端末等を利用したコンテンツの買取り及び販売業
9. 投資事業
10. 結婚相手の紹介、相談
11. 心身の健康状態を維持・向上させるための研修・プログラム・器具等の開発・提供・販売
12. パン・菓子類の製造及び販売
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、187,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主に関する権利)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行

(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、同法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第22回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(商号変更に関する経過措置)

第2条 第1条の変更は、2025年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

制定	平成12年1月14日
変更	平成12年7月13日
	平成12年10月13日
	平成12年12月15日
	平成13年3月30日
	平成14年3月28日
	平成15年3月28日
	平成15年4月1日
	平成15年8月20日
	平成15年10月20日
	平成16年3月30日
	平成16年6月1日
	平成16年9月17日
	平成17年3月29日
	平成18年3月29日
	平成19年3月29日
	平成20年3月27日
	平成21年3月27日
	平成22年3月30日
	平成23年3月30日

平成25年 5 月24日
平成25年 6 月26日
平成27年 6 月25日
平成28年 4 月 1 日
平成29年 6 月27日
令和 2 年 6 月24日
令和 3 年 6 月24日
令和 4 年 6 月28日
令和 7 年 6 月24日